

「地域で暮らす、はじめての1歩」町会・自治会に加入しよう!

国保だより

▼平成 29 年度第 1 回国民健康保険運営協議会の開催について

【日時】7 月 13 日(木)午後 2 時～  
【場所】市役所第一棟 4 階庁議室  
【傍聴定員】先着 5 人※直接会場へお越しください。

▼国民健康保険税納税通知書を送付します

平成 29 年度の国民健康保険税納税通知書を 7 月 3 日(月)に送付します。この納税通知書は、すべての国民健康保険税納税義務者の方にお送りしています。

徴収方法は、次の 3 つに分かれますので納税通知書表紙の徴収方法の欄をご覧ください。

- ①普通徴収…窓口納付または口座振替の方です。
- ②特別徴収…一定の要件を満たした 65 歳以上 75 歳未満の世帯で、年金から徴収されます。特別徴収には仮徴収があり、年金の受給開始時期により仮徴収の開始時期も 4 月、または 6 月と異なります。
- ③普通徴収・特別徴収…10 月から特別徴収が開始される世帯です。平成 29 年度国民健康保険税額の 2 分の 1 を第 1 期(納期限・7 月 31 日(月))から第 3 期(納期限・10 月 2 日(月))までの普通徴収でお支払いいただき、残りの 2 分の 1 を 10 月、12 月、2 月の年金から特別徴収します。

※特別徴収ではなく普通徴収を希望される方は、口座による納付を条件として、普通徴収に切り替えることができます。その際は必ず申請が必要です。詳細は、納税通知書に同封のパンフレット等をご参照ください。

▼ご注意ください!

納付書は期別ごとに 1 枚ずつ分かれていきますので、紛失にご注意ください。また、お支払いの際は期別・内容を十分ご確認ください、納付してください。

▼納付は便利な口座振替をお勧めします

口座振替は支払いに行く手間が省け、納め忘れも防ぎ、とても便利です。ぜひご利用ください。

申請は口座振替依頼書(はがき)で申し込むか、取扱金融機関でお手続きをください。なお、取扱金融機関でお申し込みされる際は、保険税の納付書、通帳、通帳の届出印をお持ちください。

▼国民健康保険高齢受給者証をお持ちの方へ

高齢受給者証(対象は 70 歳以上 75 歳未満の方)は、毎年 8 月 1 日に切り替わります。現在お持ちの高齢受給者証の有効期限は平成 29 年 7 月 31 日(月)です。

8 月 1 日以降の高齢受給者証は、負担割合の判定を行ったうえで、7 月中旬に簡易書留で送付します。

【問合せ】保険年金課保険年金係 ☎ 551・1640

収納課からのお知らせ  
▼差押財産のインターネット公売にご参加ください  
市では、市税等の滞納処分として差押された動産を現金化するため、インターネットによるオークション形式での公売を次のとおり行います。  
なお、日程等は下表のとおりです。  
【公売物件】液晶カラーテレビ、ギター、腕時計等  
※ヤフオク!のホームページに公売物件写真が掲載されています。詳しくはそちらをご覧ください。  
【場所】市役所 1 階

▼インターネット公売スケジュール

申込み期間	7 月 6 日(木)午後 1 時～24 日(月)午後 11 時
公売物件下見会	7 月 13 日(木)・14 日(金)※各日も午前 9 時～午後 5 時
入札期間	7 月 31 日(月)午後 1 時～8 月 2 日(火)午後 11 時

▼7月の納税のお知らせ  
7 月は固定資産税・都市計画税(第 2 期)、国民健康保険税(第 1 期)、介護保険料(第 1 期)、後期高齢者医療保険料(第 1 期)の納期です。  
納期限は 7 月 31 日(月)です。お忘れのないよう納付ください。  
口座振替は 7 月 31 日(月)の予定です。残高不足にご注意ください。

※納期を過ぎると延滞金がかかります。  
【問合せ】収納課 ☎ 551・1578  
新築増築家屋調査のお願い  
平成 29 年 7 月 31 日(月)までに新築・増築された家屋は、平成 30 年度から固定資産税・都市計画税が課税されます。  
課税の根拠となる適正な価格(評価額)を算出するため、家屋の外部および内部を調査します。  
調査をお願いする家屋については、通知をお送りします。また新築された住宅については固定資産税の減額措置があります。詳細は、家屋調査の際に説明します。  
▼平成 29 年 7 月 31 日(月)までに新築・増築された家屋は、平成 30 年度から固定資産税・都市計画税が課税されます。  
課税の根拠となる適正な価格(評価額)を算出するため、家屋の外部および内部を調査します。

くるみるふっさ ガイド ツアー「福生の夏野菜収穫と土蔵で涼しむ酒蔵見学ツアー」  
今日、食の安全の面から、作り手の顔が見える国内産の野菜に大きな注目が集まっています。  
そんな「食の現場」のひとつである野菜畑へと出向き、収穫の喜びを農家の人々と分かち合うツアーを開催します。  
収穫体験後は、市内酒蔵の見学へ。天然クーラーとも言われるひんやりとした土蔵の中で、涼をとりながら酒蔵の中をガイド付きでご案内します。ぜひご参加ください。  
【日時】7 月 23 日(日)午前 9 時 30 分～正午(午前 9 時 15 分集合)※荒天中止  
【場所】JR 拜島駅改札出口  
【定員】10 人※応募者多数の場合は抽選。当選者の方に 7 月 15 日(土)までに電話でご連絡します。  
【費用】1 人 600 円(収穫野菜・保険代込み)  
【行程】拜島駅出発→市内農家さんの畑(夏野菜収穫)→石川酒造(試飲付)→拜島駅解散  
【歩行距離】約 3 km  
【申込み】7 月 14 日(金)までに福生市観光案内所くるみるふっさ ☎ 530・2341 (福生市本町 23 番地)へ直接、または電話でお申し込みください(営業時間:午前 10 時～午後 6 時※毎週月曜日定休)。

年金だより

▼国民年金保険料免除等の申請について

7 月 1 日から平成 29 年度国民年金保険料免除等申請の受付が始まります。経済的に保険料の納付が困難な方はご相談ください。

免除等を申請せずに未納を続けると、将来、老齢年金を受け取れない可能性があるばかりか、万一のときの障害年金や遺族年金が受け取れない場合もあります。

免除等が承認されるには世帯の所得が一定額以下である必要がありますが、失業した場合等には一定期間、特例免除を申請できる場合があります。

免除等は原則、2 年 1 か月前までさかのぼって申請ができますので、保険料の納め忘れがある方もご相談ください。

【問合せ】保険年金課保険年金係 ☎ 551・1670、青梅年金事務所 ☎ 0428・30・3410

～市民契約保養施設のご案内～

市民の皆さんが、市が指定した宿泊施設を利用する場合、宿泊費の一部を市が助成します。

【利用方法】①右表の予約申込み先へ宿泊の予約をしてください。利用料金等は、指定旅行者等にお問い合わせください。  
②市役所 1 階 7 番総合窓口課で利用申請書に記入・提出をして利用券を受け取ってください。

【助成金額】大人 3,000 円、小人 2,000 円  
※「小人」は 4 歳以上から小学 6 年生までです。

【助成対象者】申請する日の 6 か月前から引き続き市内に住所を有し、福生市に住民登録されている方※ 18 歳未満の方だけで利用する場合は、保護者の同意が必要です。

【利用券交付枚数】1 泊につき 1 枚で、市民一人当たり同一年度 1 枚です。なお、宿泊施設

により利用方法が異なりますので、総合窓口課にお問い合わせいただくか、市内公共施設にある「施設案内」パンフレット、または市のホームページをご覧ください。

※申請時は、本人確認書類(運転免許証等)をお持ちください。

【問合せ】総合窓口課 ☎ 551・1595

宿泊施設	予約申込み先
旅館・ホテル (パック旅行等は利用できません)	▼(株)ダイナ旅行 ☎ 553・3310 ▼立川トラベルセンター ☎ 553・2202
保養所「シーサイドいづたが」	東京都市町村職員共済組合保養所(シーサイドいづたが)は直接 ☎ 0120・73・1241 (フリーダイヤル)へ。
かんぼの宿	各宿泊施設へ。 【問合せ】日本郵政(株) ☎ 0120・715・294 (フリーダイヤル)
河津温泉旅館組合指定施設・津南町観光協会指定施設	各宿泊施設へ。

